

弁護士に聴く



判例から見る
労働トラブルの
防止対策

弁護士 宮澤俊夫
65



パワハラを理由の 損害賠償請求訴訟

一、上司よ「パワハラ」と
言われて萎縮するな

職場において何らかの「いじめ」や「パワハラ」を受けたとして、労働者が加害者とその使用者に対して損害賠償請求する訴訟は枚挙にいとまがありません。パワハラに関する裁判例を扱った公刊物やマスコミ報道は、パワハラ行為による損害賠償が認められた事例をもっぱら取り上げるため、一般の方々は、上司から不愉快な言動を受けたら直ちに損害賠償請求ができると誤解している人や、公刊物においてさえそのような誤った解説をしているものも見受け

られます。

上司が職務上ミスを犯した部下に対して叱責することは、程度の差こそあれほとんどの職場で行われていることであり、従業員のミスによって会社の業務に支障を生じさせないため、それが真に業務改善を目的としてなされた場合には、その叱責の語調が多少強かったとしても、社会通念に照らし許容されるものである限り許されます。

私が顧問弁護士をしている日本郵便株式会社の郵便局職員が、上司のパワハラ行為によってうつ状態になったと主張して約五百万円の損害賠償

請求をしてきた訴訟についてご紹介します。

原告が主張する上司のパワハラ行為は、原告が職場に落ちた物を見て、上司が「ゴミを拾え」と怒鳴ったというような事実等多岐にわたっていますが、紙幅の関係上裁判所の見解がわかる左記二事実のみを掲載します。

①原告が、小包を誤って仕分けてしまい配達指定時間ま



でに配達できなかった。これについて、上司が「お前の目はザルか」と言ったほか、班長に対し、約一週間原告に小包の仕分けをさせないよう指示した。

②原告が集配用バイクの鍵を紛失した。そのため、上司は原告に鍵を探すように指示し、「ちゃんと探しているか」「見つける気はあるのか」「血を吐いて倒れるか」

「お前みたいな奴は少しくらいお腹が痛くなった方がいい」と罵倒し、原告が鍵がまだ見つからないと報告すると机の上を指さして「土下座するか」と言った。

私は、前記各行為は、業務指導の範囲内のものであり、違法なパワハラとは評価できないと主張しました。また、原告の精神障害発症と上司の叱責行為との間には因果関係がないと主張して、そのための医学的反証を行いました。

二、静岡地裁沼津支部
平成三十一年一月三〇日判
決

①小包の配達遅延につ
いて

原告を一定期間、小包の仕分け作業から外すことには合理的な理由があり、「お前の目はザルか」という言辭は、やや侮辱的であり、指導や叱責としての適切さを欠く、さらには否定できないものの、顧客に迷惑をかけ、かつ、郵便局全体の信用にも影響を及ぼしかねない職務上の過誤に對して、その指導の場面限りで用いられたものであることなどに鑑みれば、なお社会通

念上許容される範囲を逸脱したとまでは言えず、違法なパワハラに当たると評価することはできない。

②集配用バイクの鍵紛失

上司が原告に対し、鍵の捜索を指示し、「ちゃんと探しているか」「見つける気はあるのか」等と述べたことは、合理性を欠く叱責であるとはいいがたいが、「少しくらいお腹が痛くなった方がいい」「血を吐いて倒れる」「土下座するか」との発言は、鍵の紛失という場面における叱責に用いる言辭としてはいかにも唐突であって、上司が原告に抱く悪感情を吐露するものにすぎないと言わざるを得ないから、このような発言はパワハラと評価するのが相当である。

以上のように判示し、②の言動のみ違法なパワハラとし、原告の精神障害については上司の言動との因果関係を全て否定し、結局原告に対して慰謝料として22万円を支払うよう命じました。

(愛知県雇用労働相談センター
代表弁護士・愛知労働局労働
災法務専門員)

イラスト・源 安孝